

平成26年度第3回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	平成27年2月2日(月)	
開催の場所	あけぼのビル501会議室(さいたま市内)	
開閉の日時	開会	2月2日 午後1時31分
	閉会	2月2日 午後3時20分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 諮問事項</p> <p>① 「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」の見直しについて</p> <p>② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う県計画の再策定について</p> <p>③ ふるさとの緑の景観地の追加指定について</p> <p>④ ふるさとの緑の景観地の指定解除について</p> <p>(2) その他</p> <p>3 閉 会</p>		

別紙

出席状況

委員数 20人

出席委員 16人

大塚晃弘	(公財)中央温泉研究所研究員
小口千明	埼玉大学准教授
関口和彦	埼玉大学大学院准教授
畠山史郎	東京農工大学大学院教授
吉田徳久	早稲田大学大学院教授
松浦麻里沙	弁護士
渡邊美知子	埼玉県女性薬剤師会会長
池田敦子	埼玉県生態系保護協会越谷支部
滝澤玲子	埼玉県生活協同組合連合会常務理事
菱沼要治郎	(一社)埼玉県猟友会会長
矢作俊信	埼玉県農業協同組合中央会専務理事
石井平夫	埼玉県議会議員
本木茂	埼玉県議会議員
水村篤弘	埼玉県議会議員
鈴木英善	公募委員
丸山瑞子	公募委員

欠席委員 4人

小野雄策	日本工業大学教授
小堀洋美	東京都市大学教授
小松君恵	埼玉県商工会議所女性会連合会会長
新井雄啓	越生町長

第3回 埼玉県環境審議会

平成27年2月2日（月）

午後1時31分開会

○司会（磯山） お待たせいたしました。定刻を過ぎましたので、始めさせていただきたいと存じまず。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の磯山でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、開会の前に、お手元の資料を確認させていただきたいと存じます。既に、各委員の皆様方のところには事前に資料のほうを送付させていただいております。送付させていただきました資料につきましては次第、それから赤いラベルで貼られてあります諮問事項1、青いラベルで資料1、資料1-2、それから赤いラベルで諮問事項2-1、2-2、2-3、青いラベルで資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6でございます。それから、赤いラベルでございますが、諮問事項3-1、3-2、諮問事項4-1、4-2でございます。ご郵送させていただきました資料のほう、漏れはございませんでしょうか。

それから、本日お手元に追加で配付させていただきました資料でございますが、3種類でございます。本日の環境審議会座席表、これは両面コピーで裏面が委員の名簿になってございます。それから、1枚紙でございますが、ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050【改定版】（仮称）【大綱（案）】に対する環境審議会委員のご意見と県の考え方（案）、それから両面コピーで6枚のつづりになってございますストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050【改定版】（仮称）【大綱】に対する県民からのご意見と県の考え方（案）でございます。

以上、お手元に追加の資料を配付させていただきました。配付漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

配付漏れがございませんので、ただいまから平成26年度第3回埼玉県環境審議会を開会したいと存じます。

初めに、半田埼玉県環境部長からご挨拶申し上げます。

○半田環境部長 皆さん、こんにちは。環境部長の半田でございます。

本日は、平成26年度第3回目の環境審議会を開催いたしましたところ、吉田会長初め、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

また、大塚部会長、水村委員、渡邊委員、松浦委員におかれましては、午前中の温泉部会に引き続きましてご出席を賜り、まことにありがとうございます。

委員の皆様方には、環境審議会でのご指導はもとより、それぞれのお立場におかれましても本県の環境行政に多大なるご理解、ご指導をいただいております。この場をお借りいたしまして、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日、ご審議いただきます内容でございますけれども、諮問事項が4件ございます。1件目は、ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050の見直しについてでございます。前回、11月の審議会でご審

議いただいた後、県民コメントを実施いたしました。いただきました県民の皆様のご意見などを踏まえて、本日お諮りする計画の最終案を作成いたしました。

2件目は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う県計画の再策定についてでございます。本県は、昨年9月の審議会でその概要をご説明申し上げましたが、昨年5月の鳥獣保護法の改正を受け、鳥獣保護事業計画などを見直すものでございます。昨年12月に、いわゆる国の基本指針が示されましたので、この指針に即した県の計画案をお示しするものでございます。

諮問事項3並びに4は、ふるさとの緑の景観地の指定に関するものでございます。これは、埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づきまして、埼玉を象徴する緑を形成している地域をふるさとの緑の景観地に指定し、保全を図っているものでございます。ふるさとの緑の景観地として、現在は29カ所が指定されておりまして、その面積の合計は約415ヘクタールとなっております。今回は、地権者の同意が得られたことなどに伴いまして、4カ所のふるさとの緑の景観地の指定区域を変更する必要が生じたため、これをお諮りするものでございます。

本日の議題は以上でございます。どうかご忌憚のないご意見、ご審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○司会（磯山） ありがとうございます。

本日の会議でございますが、現在、委員総数20人のうち15人の委員さんをご出席をされております。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

また、本日は関係者といたしまして、国土交通省関東地方整備局企画部環境調整官、箕浦宏和様にご出席をいただいているところでございます。

それでは、同審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては吉田会長にお願いしたいと存じます。吉田会長、よろしくお願いたします。

○吉田会長 吉田でございます。それでは、これより私のほうで議事を進行させていただきます。

まず、会議の公開についてお諮りをいたします。

審議会は原則として公開することとされております。本日の審議事項等を考慮いたしましても、公開することに問題ないと思っておりますが、いかがでございましょうか、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議の公開を認めます。

本日は、傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（佐々木） 本日はいらっしゃいません。

○吉田会長 わかりました。

それでは、先に進めさせていただきます。

次に、埼玉県環境審議会規則第10条2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を私から指名させていただきます。お一人は松浦委員さん、それからもう一方、滝澤委員さんをお願いいたします。

いのですが、よろしゅうございますか。それでは、よろしく願いをいたします。

次に、諮問事項等の審議に入らせていただきます。本日は、今、部長からもご紹介ございましたが、諮問事項が4件ございます。関連事項について、まとめて審議をしてみたいと思っております。

まず最初でございますが、諮問事項の1、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」の見直しについてでございます。

この諮問事項1につきましては、当審議会では本日で3回目の審議になります。本日、答申をするという方向で議事を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、県のほうからご説明をお願いいたします。

○安藤温暖化対策課長 温暖化対策課長の安藤でございます。よろしくお願いいたします。

「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」の見直しにつきまして御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて御説明をさせていただきます。

諮問事項の1ということで、こちらの赤いインデックスの冊子を御覧いただきたいと存じます。

「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」は、地球温暖化対策推進法に基づきまして策定が義務づけられている地方公共団体の温暖化対策に関する実行計画となっております。計画期間の中間年である今年度に計画を見直すことが現行計画に明記されております。計画の見直しにつきましては、9月の審議会で見直しに当たっての現状分析及び方向性につきまして、協議という形でさせていただきます。前回、11月の審議会で大綱案という形で諮問をさせていただいたところでございます。

このたび、環境審議会委員の皆様からの御意見や地球温暖化対策の検討に関する専門委員会の意見、また県民コメント制度によります県民の皆様からの御意見を踏まえた見直し案を取りまとめましたので、ここに説明をさせていただくものでございます。

恐れ入りますが、説明で資料1-1というカラー刷りを御覧いただきたいと存じます。

まず、「目指すべき将来像・計画期間」でございます。今回は、計画の中間見直しということで、計画の現在までの進捗状況と今後の見通しを精査することに主眼を置きました。このため、「目指すべき将来像」や「計画期間」など、計画の骨子について変更はございません。

次に、右側の削減目標を御覧ください。

前回の審議会でも御説明をさせていただきましたが、当初計画では2020年における温室効果ガス排出量を2005年比25%削減するという目標にしておりました。この25%の内訳としまして、いわゆる需要側と申しておりますけれども、県民・事業者などの削減努力によって21%を、また供給側と申しておりますけれども、電力会社による電力排出係数の改善によりまして4%の削減を見込んでおりまして、これで合計25%の削減を達成しようと考えていたところでございます。

しかしながら、東日本大震災後、原発停止に伴う火力発電増の影響によりまして、電力供給側のCO₂排出量が大幅に増加をいたしました。その排出量の増加は県民や事業者側のこれまでの省エネ努力を上回る大きさになっているという状況でございます。そのため、今回の中間見直しに当たりましては、県民・事業者のCO₂削減、省エネ努力というものが原発停止に伴う火力発電増とは別個の課題であること、さらに国のエネルギーミックスや温室効果ガス削減目標が現在不透明な中でございますので、今は県の目標を大きく変更する時期ではないと考えたところでございます。

これらを踏まえまして、今後は原発の動向に影響されず、県民や事業者など電力需要側が責任を持てる部分に特化することといたしまして、2020年における需要側の温室効果ガス排出量を2005年比21%削減するという目標に見直しをしました。

なお、この見直し後の削減目標は需要側だけを見ますと、先ほどの当初計画と変わらないものとなっております。

目標値の下に小さい字で書いてありますが、今後の温室効果ガス排出量の公表に当たりましては、目標の達成状況を評価するために電力需要側だけの排出量を示してまいります。ただし、実際に地球温暖化に影響を与える温室効果ガスの排出量といいますと、電力供給側が排出した分も含める必要が出てきますので、電力供給側も含めた排出量につきましても把握をし、地域総ぐるみで一層の排出量削減に向けた協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、「計画期間後半3つの最重点施策」を御覧ください。

計画期間前半には、工場・オフィスなどの産業・業務部門からの排出量削減が順調に進む一方で、家庭・運輸部門の削減が進んでいない状況にございました。そのため、計画期間後半におきましては、3つの重点施策として家庭部門と運輸部門における対策を強化するとともに、再生可能エネルギーの利用普及を図ってまいります。

まず、緑色になっていますが、最重点1、「家庭部門の省エネ化を進める」でございます。

家庭部門は、基準年である2005年から、本来であればCO₂排出量を削減しなければならないところですが、逆に排出量が増加してしまっているという状況で対策が急務となっております。このため、「省エネ家電・設備等の普及促進」、「住宅の省エネ対策の推進」、「環境負荷の少ない住まい方・暮らし方の促進」などの取組を進めてまいります。

次に、紫色にあります最重点2、「運輸部門の低炭素化を進める」でございます。

運輸部門は、基準年よりCO₂排出量は削減しているわけですが、約半分計画期間が過ぎているにもかかわらず、削減の進捗率が22%にとどまっているということから、家庭部門と同様に対策が急務と考えております。「EV・PHVなど次世代自動車の普及促進」、「営業用自動車のエコ化促進」、「自転車活用社会への転換促進」などの取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、最重点3、「再生可能エネルギーの活用と産業の発展の好循環をつくる」でございます。

温室効果ガスの排出量を削減していくためには、石油・石炭などの化石燃料利用を減らすことが重要です。また、環境・エネルギー分野での更なる技術革新なども求められています。「多様な再生可能エネルギーの活用」、「水素社会の実現など分散型エネルギー社会の構築」、「環境エネルギー分野等の先端産業の育成」などに取り組みまして、好循環の創出に取り組んでまいります。

次に、「温暖化対策の7つのナビゲーション」を御覧いただきたいと存じます。

7つのナビゲーションといいますのが、今後県が取り組むべき温暖化対策全般を7つの方向性に整理をしたものでございます。なお、資料におきまして「最重点1」などとマークを付けているところは、先ほど御説明をしました計画期間後半の最重点施策と概ね重なるところとなっております。

ナビゲーションⅠといたしまして産業・業務部門を、またナビゲーションのⅡとしまして業務部門や運輸部門の方向性を、またナビゲーションⅢとしましては家庭部門の方向性といったものを示して

ございます。

次のナビゲーションⅣではエネルギー施策の方向性を、ナビゲーションⅤではまちづくりの在り方を示してございます。また、ナビゲーションⅥとして森林のCO₂吸収源対策としての意義を、ナビゲーションⅦでは環境教育の重要性につきまして方向性を示しております。この7つのナビゲーションによりまして温暖化対策の強化を図り、着実な目標達成を目指してまいりたいと考えております。

次に、一番下の「地球温暖化対策の適応策」を御覧ください。

一般に温暖化対策といえますと、CO₂など温室効果ガスの排出量を削減し、大気中の濃度を下げられるための「緩和策」が中心と考えられていますが、今から最大限の排出量削減を行ったとしても、これまで排出された温室効果ガスの累積がございまして、今後も当面の間は一定の温暖化が避けられないというふうに考えられております。温暖化の影響は、農業、健康、水災害や水資源、自然生態系など様々な分野に現れますが、今後は各影響分野において温暖化の影響に適切に対応する「適応策」の取組も重要です。

例えば、農業分野では、今後温暖化に伴うリスクとして、農作物の高温障害等の増加が考えられます。適応策の方向性としては、「高温障害を軽減する農作物栽培管理技術の開発と普及・定着」のほか、「高温耐性品種等の育成・普及」などが考えられます。

次に、健康分野ですが、今後のリスクとしましては熱中症の増加などが考えられます。適応策の方向性としては、「ホームページや防災無線、広報車等を活用した注意喚起や熱中症情報の迅速な提供」のほか、「関係機関を通じた高齢者等のリスクの高い方々への声掛け・見守り活動の強化」などが考えられます。

次に、水災害、水資源分野では集中豪雨等に伴う内水による浸水リスクの増大や、逆に渇水に伴う断水リスクの増大などが今後も考えられます。適応策の方向性としては、「下水道整備状況や浸水実績等を踏まえた内水ハザードマップ見直しの促進」のほか、「河川と雨水用下水道の一体的整備の促進」や「節水型社会構築のための普及・啓発の促進」などが考えられます。

このほか、自然生態系に関して野生動植物に対する影響も考えられています。

以上、かいつまんで申し上げましたが、適応策を実施していくに当たりましては、精度の高いモニタリングに基づいた一定の精度の温暖化影響予測が重要となります。しかし、将来的な温度上昇ですとか、その影響といったものを精緻に予測することは非常に困難であり、予測の不確実性というものがあります。そのため、適応策の検討・実施におきましては「順応的な推進」と、右側に書いてございますが、資料のフロー図のように様々な条件を基に対策メニューを予め検討しておき、モニタリング結果に応じた形で段階的な事業実施を進めていく必要があると考えております。

続きまして、青いインデックスの資料1-2を御覧をいただきたいと存じます。A4の1枚のペーパーでございます。

昨年12月16日から今年の1月15日にかけて実施いたしました県民コメントの実施結果の概要につきまして御説明をいたします。

「県民コメント制度」は、県が重要な施策などを立案する際、施策等の趣旨や内容を広く県民の皆

様に公表し、これに対してお寄せをいただいた御意見を考慮して意思決定を行うとともに、御意見に対する県の考え方を公表する制度でございます。1か月間の実施期間中に12人の方から34件の御意見をいただきました。御覧の資料では、章別の意見数と主な御意見をまとめてございます。

例えば、第5章、地球温暖化対策の進め方の部分でございますが、「環境負荷の少ない住まい方・暮らし方の促進」という部分で、緑のカーテンを盛り込むべきなどの御意見を頂戴いたしました。いただいた御意見につきましては、御意見に関連する事業を所管する課所と調整を行いまして、ただいま申しあげました「緑のカーテン」など計画案を全体で3か所修正させていただいたところでございます。また、計画案の修正を行わなかった御意見につきましても、実施段階で参考にしてまいりたいと考えております。

なお、県民コメントによる県民の皆様からのすべての御意見と県の考え方の案をまとめたものが、本日追加資料としてお配りをさせていただいたものでございます。こちらの3枚綴り、両面でございます。3枚綴りで一番右側のところにCとかAとかという形で書かれてございます。

続きまして、本日追加でお配りをしました資料のうち、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（改訂版）（仮称）（大綱案）」に対する環境審議会委員の御意見と県の考え方（案）を御覧ください。こちらの1枚紙のほうでございます。

この資料につきましては、前回11月の環境審議会におきまして委員の皆様方からいただきました御意見と、それに対する県の考え方をまとめたものでございます。前回の審議会では、9件の御意見をいただいたところでございます。いただきました御意見のうち、7件につきましてはそれぞれの御意見を踏まえまして計画案の修正をさせていただきました。

なお、左側の通し番号の3番でございます、「県内に広くバスが普及していくような取組」につきましては、案にありました「交通需要マネジメントの推進」や「公共交通機関の利用促進」というものが計画案に位置付けがございます。また、下の通し番号の4番、「バスについてのゼロエミッションカー導入」につきましては、「EV・PHVバス、タクシーの普及支援」といったものが計画案でございます。いずれも重要な御意見というふうに受け止めてございまして、施策の実行を通じまして御意見に沿ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そのほかに、皆様方からいただきました御意見に関します具体的な修正内容と修正を行った該当ページにつきましては、資料のほうに記載をさせていただきますので、御確認をお願いしたいというふうに思います。

以上で諮問事項1、ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050の見直しについての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

非常に多くのページ数を割いて諮問事項1の冊子ができておりますが、非常にコンパクトに課長のほうから御説明をいただきました。いかがでございましょうか、ただいまの御説明について御意見あるいは御質問をお願いしたいのでございますが、県側におかれましては委員からの質問に対しまして、課長さんだけではなくて、御担当の方からもお答えいただいで結構でございますので、よろしく願いいたします。

皆さん方、いかがでございましょうか。

池田委員、どうぞ。

○池田委員 池田です。

要綱案をまとめていただきましてありがとうございます。幾つか質問と、それから要望があるんですけども、今一編に言ってしまうてもよろしいでしょうか、それともばらばらに言ったほうがよいのでしょうか。

ちょっと多岐にわたるといふか、3つです。まず1つ目としましては、目標とすべき将来像のところ再生したみどりと川に彩られた低炭素な田園都市の集合体とあって、低炭素な田園都市の集合体というのはすごくよい文言だと思うんですけども、3つの最重点施策とか見ますと、低炭素にすることばかり、削減のほうばかりで、吸収源についての触れられている目標とかが余りにも少ないと思うんですね。7つのナビゲーションの中では、「低炭素で潤いのある田園都市づくり」とか、「豊かな県土をはぐくむ森林の整備・保全」で、CO₂の吸収源対策とあるんですけども、やはり削減するほうもある程度限られてきますし、人間の社会というのは自然生態系の恵みの上に乗った社会ですので、やはりその基盤である自然生態系の保全というところも重点的にやっていかないと、CO₂の吸収につながらないと思うんですね。ぜひ、この点にも目を向けていただきたいということが1つあります。

それと、2つ目はここの中に太陽光発電というのがたびたび出てきます。メガソーラーということに触れられていないようなんですけども、質問としてはメガソーラーについて県はどのように考えていらっしゃるのでしょうかということが1つと。

あと、もう一つ質問としては、地熱に関して県は何かやっていらっしゃるのかということがあります。もし、メガソーラーを考えていらっしゃるんでしたら、メガソーラーの設置場所についてぜひ検討していただきたいという要望があります。行田の浄水場ですけども、浄水場の周りにメガソーラーの装置をつけて、野生の水鳥の数が半減してしまったんですね。周辺に設置しても、そうした影響が出ているところで、今度は調節池だと思うんですけども、池を覆う形でメガソーラーの設置をするようなお話が進んでいるというのを聞きました。生物多様性保全県戦略などでいろいろな保全の対策をとっても、そうした生息環境を奪われてしまうと、いろいろ影響が出ますので、ちょっとこうした場所について検討していただきたいという要望があります。

とりあえず、まずはそのことだけにしておきますので、よろしく願いいたします。

○吉田会長 今、3つのご質問が出ましたが、県側から回答いただけますか。

○安藤温暖化対策課長 まず、1点目の将来像について、生態系や保全についても目を向けてほしいというお話でございます。資料的には、冊子のほうの20ページのところで、「再生したみどりと川に彩られた低炭素な田園都市の集合体」という表現がございまして。その中の真ん中辺にありますポンチ絵でございまして、右下に……

○吉田会長 すみません、何ページでございましてでしょうか。

○安藤温暖化対策課長 20ページでございまして。

真ん中に楕円が4つありますけれども、右下のところ「自然共生社会」ということが非常に重要

だというふうに認識しております、「再生したみどりと川で、自然の恵みを将来にわたって享受」ということがまさにおっしゃられたように大事と考えております。こういった中で、この基本的な方向性の下で、先ほどもお話いただいておりますけれども、ナビゲーションのVのところですね、具体的には47ページになりますけれども、「みどりと川の再生」というようなところに取り組んでまいります。

それから、もう一つが、これは秩父地域といいますか、山間部中心となりますが、49ページにあります森林の整備・保全ということに取り組んでいきたいと考えておまして、これも大事な視点だと考えておりますので、このナビゲーションの位置付けの中でしっかりと対応していきたいと考えております。

それから、太陽光発電につきましてですけれども、県の考え方はどうなんだというお尋ねを頂戴しました。こちらにつきましては、冊子のほうで申しますと44ページになります。太陽エネルギーの導入促進というのがナビゲーションIV-1にございまして、この丸の上のところにあります、「住宅用太陽光発電の普及促進や大規模太陽光発電の設置促進」となっております。

大変恐縮でございます。「再重点3」ということで、33ページをお開きいただければと存じます。33ページの一番上の施策となっておりますが、「住宅用太陽光発電の普及促進や大規模太陽光発電の設置促進」となっております。「また」以下ですね、「公共施設の未利用空間を活用した大規模太陽光発電の設置を検討します」となっております。御案内のように、埼玉県の場合は九州ですとか東北と比べまして大規模な空間というものがございませぬ。ただし、逆に快晴日数日本一という特徴もありますので、住宅用の太陽光発電についてはしっかり進めていきます。

一方で、いわゆるメガソーラーというものにつきましては、なかなか空間を見出すのが難しいというところがございます。そういった中で公共施設の未利用空間というものがどんなところがあるのか、そういった適地を今探しているという状況でございます。そういう場所があれば、そこをどういうふうにして活用できるのかということを検討いたしまして、メガソーラーというものもある意味、象徴的な意味というものもありますので、その両方の兼ね合いになってくるかと思えます。適地を探して設置を検討していきたいというところが県の考え方でございます。

それから、地熱につきましては、32ページの部分であります、「多様な再生可能エネルギーの活用」ということがございます。こういった中で、実際にここ埼玉県の場合には地熱、いわゆる別府ですとか、ああいった地熱というものはなかなか賦存がないと考えておりますが、そういう中で埼玉県で可能な再生可能エネルギーとしてはバイオマスや小水力というようなものを考えているということでございます。

また、地中というものは夏場は涼しくて冬場は暖かいという部分がございますので、地中熱につきましては、その温度差を利用したヒートポンプについて、今、実証実験に向けた段階であり、有効活用していきたいということで県を挙げて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○吉田会長 池田委員、いかがでございましょうか、最初の御質問の3点については。

○池田委員 確かに、ナビゲーションの中でも触れられているんですけれども、もっとすごく変な言

い方なんですけれども、非常に生態系の保全ということは重点的なことだと思いますので、ぜひしっかりこの中に反映させていただきたいと思います。

それと、太陽光発電、メガソーラーなんですけれども、やはり公共施設ということで公共の用地とかで展開なさるんでしたら、調節池とか浄水場とか、そうした部分ではちょっと野鳥の影響にも出ますし、渡り鳥は行くところの場所が失われてしまうと渡ること自体できなくなりますので、ぜひよい自然の場所とか、そうした渡り鳥のようなものが利用するような場所とかは考慮して検討していただければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○吉田会長 県側は、今の池田委員の御意見よろしいでしょうか。

○安藤温暖化対策課長 いずれも大事な御意見とっております。生態系を破壊してまで、そういったメガソーラーをつくるということは、やはり行政としてもなかなか難しい部分がありますので、いろんな皆様方の御意見を聞きながらですね、これはなるほどというような形で進めていく必要があると考えているところでございます。どうもありがとうございます。

○吉田会長 それは確かにですね、メガソーラー導入するときの環境への影響がないように、適切な配慮を行いながらということになろうと思います。

池田委員、それ以外にも御質問をお持ちのようでございますが。よかったら続けていただけますか。

○池田委員 質問ではないんですけれども、森林の保全のためにも間伐材の活用ということで、前回もお話したんですけれども、ちょっと追加で。この間、ペレットなどというお話があったんですけれども、ペレット以外にも木を利用した名刺ですとか、紙の製品ですとか、いろんな製品がありますので、そうしたことも県のほうで検討していただいたり、あとそれを導入するように企業のほうにPRなどしていただけると間伐材の利用が広がると思いますので、ぜひそうした部分も検討していただければという要望になります。よろしく願いいたします。

○吉田会長 間伐材の利用拡大についての意見が出てまいりました。県側はいかがでございましょうか。

○安藤温暖化対策課長 間伐材の利用につきましては、直接の文言ではございません、ごめんなさい、45ページでございます。45ページの下から2つ目に、「未利用間伐材のエネルギー活用」ということで、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、ペレットストーブ等の話もございます。このほかにもやはりいろんな木材の利用の仕方というものはあると思いますので、これに限らず幅広い利用を促進するということが木材の地産地消にもつながると思いますので、そういった視点を持って施策の実施段階で努めていきたいというふうに思います。

○吉田会長 池田委員の御指摘事項については、趣旨としては盛り込まれているという理解をさせていただきますと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、それ以外の御意見いかがでございましょうか、御質問、御意見、どうぞ積極的にお出しください。

どうぞ、滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員 生協連の滝澤と申します。

本日までの「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」についてのご説明ありがとうございます。

た。このカラーの「改訂版（案）の概要」に載っているのを今後積極的に県民、消費者として最重点1の家庭部門の省エネ化というところを進めていかなければということに改めて思いました。11月の審議会の後に、生協連の中でもより学習をしていかなければならない、今回まとめていただきました審議会委員の意見、県民の意識啓発や学習環境というところの取り組みを1つさせていただきまして、埼玉県温暖化対策推進条例、埼玉県職員の方について先日、講師をしていただきました。その際は本当にありがとうございました。

その中で、県の施策条例を推進しながら温暖化に対しての進捗をされていること、残念ですがほとんど自分たちの中には見えてこなかったというか、なかなか理解していくような日常生活を暮らしていないということを感じています。今日まだ初見ですから斜め読みですが、今後の進め方のところでの要望として1点、県民コメントのNo. 30のところにございますように、そもそもCO₂を削減していくという暮らしづくりというのは、普通の日常生活の中でできるだけ小まめに電気を消すというようなことで取り組んでいる中身でもあると思うのですが、この中のご意見のように一般市民が具体的に今後何をすべきかというようなことも、日常の中の啓発する部分で施策をたくさん盛り込まれてはおるのですが、具体的にご一緒できるようなものをぜひ生協の組合活動の中でもできればと改めて思うところです。大綱であったり、今回の施策も文章的な表現であって、いつ、どこで、何をというところに関しては今後いろんな意味でマッチングであるとか、企画相談も必要なのではないかなということを感じ、改めてお願いしたいところです。具体的な意見というよりは、お願いですが、そういうことと。

もう1点、ストップ温暖化ということの視点もとても大切ですし、今後省エネを進めていく私たちの暮らしの中で、埼玉県において再生可能エネルギー、重点施策にも載っておりますが、またエネルギーをつくるだけではなくて、つくられたものをどういうふうにご利用するか、そういう意味において言うと、それが見えてこない、どのようなものが再生可能エネルギーとして可能であるのかもわからないということがありますので、その辺に当たっての資料提供もぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

それから、これは生協としての活動を続けている中での組合員の思いとして、もう一つ要望をお願いしたいことで、大綱見直しの文章で、第1章、総論、また他のページに、東日本大震災という記述を多く見かけますが、あわせてこれは原子力発電の問題というよりも、原子力事故が起こって、それ以後いろいろ考えておるということ、今現在も私たちは忘れてはならないことだと思って活動しております。原子力発電所の事故についても具体的な言葉としてもお考えいただければと思うところです。まとまりませんで申しわけありません、以上です。

○吉田会長 ありがとうございました。

1つは、市民のレベルでの意識をさらに普及させるための努力を生協もともども促進をしていく必要があるということ。

2点目は、これは私の理解が届かなかったのかもしれませんが、再エネの利用促進、開発促進とともに、その利用の仕方、され方について見えるように県民の方々に示していくことが重要であるということなんですか。

それから、3点目は原発の事故というものの、受けとめ方の問題でございましょうか。

○滝澤委員 文章に東日本大震災という記述は、見かけてはいますが、原発事故があったということ、原子力発電所を順次停止したというような文章の前に、必要なことではないかなということをお伝えしたいということで発言させていただきました。

○吉田会長 いかがでございましょうか、県側のご意向は。

○安藤温暖化対策課長 3点ほどお話頂戴しまして、ありがとうございます。

まず、1点目の一般の市民の方もわかりやすくという、県民コメントでもいただきました御意見の関連でございしますが、私どもこの温暖化が非常に一般の方にわかりにくいという反省といえますか、そういったものを持ってございます。県議会からも、わかりやすく県民の方に伝えるようにという宿題もいただいておりますので、あわせまして例えば漫画のようなやり方がないかとかですね、子供さん向けのとか、いろんなことが考えられると思っておりますので、その伝え方という部分も工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目のエネルギーの利用のされ方といえますか、そういったお話でございします。再生可能エネルギーだけではないのかもしれませんが、エネルギーの「見える化」というのが非常に重要だというふうに思っております。再生可能エネルギーも火力発電によるものも、最終的には電力会社のほうにまとまって、それを使う側が使うという形になってまいります。そういった中で、いかに少なく使うかというのがですね、結果として火力発電が少なくなっていくという部分にもつながってまいりますので、見える化ということで促進をしていきたいというふうに考えております。その1つのツールとしてホーム・エネルギー・マネジメント・システム、HEMS（ヘムス）と言っておりますけれども、そういったものの利用の促進というものを図ってまいりたいというふうに考えております。

具体的なページが、例えばですけれども、43ページでございします。「CO₂排出量の見える化と削減行動の促進」ということで、リード文にございしますけれども、「HEMSの普及などにより」ということで、HEMSを使うと使っていないときと比べて10%省エネにつながるというような一説もございします。ちょうど電力会社のスマートメーターの普及もだんだん進んでくるという時期でもありますので、それをうまく捉えまして電力会社からスマートメーターで家の中へ入るとHEMSというような形でうまく連携とりながらできると、かなり効果が上がるのかなと考えておりまして、そこをしっかりと後押ししていきたいというふうに考えております。

それから、原発事故の問題ということでございします。非常に私どもも難しい問題というふうに考えておりまして、委員の御意見も承りながら、また中でもいろいろ検討をしたいと考えてございします。

以上です。

○吉田会長 滝澤委員、いかがでございましょうか。

○滝澤委員 よろしくお願いたします。

○吉田会長 そのほかいかがでございましょうか。

○関口委員 埼玉大学の関口です。

すみません、前の会議が延びまして、少し遅れて申しわけないです。

今の広報のというか、伝えていくというところでちょっと確認なんですけど、今県民の方のさっきのご意見とか、この辺を見ていると、やっぱりその辺を何かいろいろやってほしいという意見が非常に多くて、基本が子供の教育と、あとはいろんな展示をやったり、そういう何か普及する会を開くことに対する支援とか、そういうところでこういう場を提供しますということが非常にたくさん書かれているんですけど、現実にはそれを学ぼうとする人はそこに行くでしょうし、あとはそういうものに興味があれば、もちろん行くでしょうね。ただ、基本的にこういうことを推進しなければいけないのは、本当に一般的に普通に生活をしている方がどれだけやっていくかということが重要で、その場合にそういう方にどういう形でメッセージを出していくかということについては何か考えられていますか。

さっきの漫画でという話はちょっと興味があったんですけど、通常何もしなくても手に入れることのできる広報とかですね、ただ広報は余りたくさん書くことはできないので、何かそういう形で普通の方が一般的に見て啓蒙活動になるというか、やっていこうと思えるような、何かそういう形というのは何か県のほうで考えられていますですかね。いろんなことをやるのはもちろんいいんですが、足を運ばなきゃならないので、そういう方ではない方のための広報というのは、何かそういうのがあれば、ちょっとご意見を聞かせてください。

○安藤温暖化対策課長 私どもも、行政としてなかなか難しい部分だというふうに考えております。今、委員おっしゃられましたようにホームページにしても、やっぱりアクセスしないと見ていただけないという部分で、能動的な部分というのが難しい部分でありまして、1つ個人的にと言っては何ですけれども、抱き合わせ作戦じゃないんですけれども、全く別のものに関心のある中で温暖化対策についてもちょっと触れてもらうとかですね、例えばですけれども、農業の問題があったときに、作物がこんなになっていますよといったときに、これは温暖化の影響もあるんですよとかですね、そういう関連付けるといいますか、それであれば農業に関心のある方々に温暖化の視点を加えていただくということにもなるかと思っておりますので、そういった分野のいわば引っかけと申しますか、そういった形のことのできないかなと考えております。

あと、チラシですとかというのは、おっしゃられましたようにどれだけ効果があるのかというのが見えにくい部分もありますので、そういった中で広報としては例えば多くの方が御覧いただいている、市町村や県の広報紙というのはかなり露出も高いと思っておりますので、そういったところはしっかり出していきたく思っております。

○関口委員 恐らく、この質問とかがいろいろ出ている理由というのは、多分この内容を見たときに書いてあるところにそういう一般の方向けの部分というのが余り記述がないからなのかなという気もして、普及啓発のところを読むと、支援しますよとか、子供を通してとか、そういうことはいっぱい書いてあるんですけど、一般の方にもよりわかりやすく我々はやっていきますというようなことがちょっと一文あるだけでも雰囲気は変わるのかなという気がしましたので、ちょっとすみません、それだけです。

○安藤温暖化対策課長 どうもありがとうございました。

○吉田会長 それは実行の段階で、極力御配慮いただきたいと思っております。

確かに、2人の委員からお話しが出ましたように、普及啓発というのは常にトップダウンが目立ち

たがるんですけども、実は受け手の人たちがその気になってくれないといけない。個人は待ち姿勢で待っているのかというと、必ずしもそうではないと。だから、やっぱりさっきお話いただいたように、生協のような組織がその間に仲介していただいて、県の広報としての役割と、それから市民との接点をもう少しつないでいただく触媒的な役割をしていただくというようなことも必要かと思います。それはこれからの環境教育の進め方であって、温暖化だけではないと思いますけれども、埼玉県におかれても引き続き努力をいただきたいと思っております。

ほかの御意見いかがでございましょうか。

池田委員、どうぞ。

○池田委員 すみません、今の環境教育に関してなんですけれども、随分前になるんですけども、越谷市では環境ファミリー宣言という取り組みをやったんですけれども、そのとき小学校に普及のお話に行ったところ、子供たちがすごく興味を持ってきて、それを家庭に持って返ってお家側が取り組むというふうに広がったので、やはり学校の教材の中でそういうことをやって、家族で取り組みましょうみたいな、さっき漫画という話もありましたけれども、やはり子供の部分からご両親とかお家の方に働きかけてもらうとすごく効果はあるのかと思いますので、そんなことも考えていただけたらいかがかと思います。

○吉田会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

○小口委員 埼玉大学の小口です。

これまでのご質問をちょっと参考にして、単なる案なのですが、例えば普及活動、テレビのCMなどはどうでしょう。埼玉県も県のテレビありますよね、たしか。そういうところでCMすると、ただボーっとテレビ見ている家庭の主婦とか、ご高齢の方とかが少し興味持ってくださいのではないかなと。どこかの県で、そのような取り組みもされていますよね、確か、県のCMがあると。私自身はそんなふうに、提案ほどではないですけども思っております。

それから、私のほうからの質問というかお願いというか、国際化のところでございます。もともと、環境科学国際センターさんが国際化の取り組みを先導役としてされていて、それはすごくいいことだと思います。途上国とか中国とかへの支援などが多分目的とされていて、もちろん取り組みとしては大事なのですが、そこに環境学習を盛り込んだ形はとれないのでしょうか。難しいお願いかもしれませんが、例えば私自身が高校生のときに、私は横浜で育ちましたが、その当時から一般公募でフィリピンへ行くという募集があってですね、フィリピンに行って植樹して帰ってくるという、そういう取り組みがあったんですね。それで意識が変わりました。自分自身のことですが、確かに変わりました。だから、例えば緑のカーテンのこと、これはさいたま市で何年も前からやっていると思いますが、そのような取り組みで表彰、そのときの目玉商品みたいなものとして、例えばお一人だけ外国へ派遣。例えば、北欧などは環境学習進んでいるでしょうから、そういう国での様子を見てくるとか、そういった織り込み方というのはできないのかなとちょっと思いました。要するに、賞として与える、それから公募として。私がフィリピンに行ったときには費用の半分は補助でした。半分だったっけかな。交通費だけは自分で負担して、向こうでの生活は市のほうで持ってもらったという経験はありました。

だから、国内にはなかなか視野が広がりませんが、外から、進んでいるところから学んでいくという、そういうスタイルはどうかなと思った次第です。

○吉田会長 ありがとうございます。

おっしゃっておられることは、普及啓発活動をいかに効果的に進めるかという、その手段としていろいろ考えられるじゃないかということだと思います。

ただ、本日のテーマは温暖化に限った話でございますので、横断的に例えば環境教育論という立場で、さらに包括的にお考えいただくほうがやりやすいのじゃないかと思います。確かに、テレビコマーシャルも有効であろうと思いますし、海外との交流を通じての県民の環境教育の促進云々も有効な手だとも思いますが、その辺、県のほうの御意向いかがでございますでしょうか。

○山野環境政策課長 環境学習ということで今ご発言いただきました。県といたしましては、例えばNPOの方とか環境に深い知見をお持ちの方が学校などに行かれて、いろいろな環境体験を指導していただく、現場で体験をしていただくという環境アドバイザー、環境アシスタントといった制度をつくっております。これが年間200回近く催してございます。また、さまざまな子どもエコクラブの活動も活発です。実は埼玉県の子どもエコクラブ員の登録数は全国で一番です。県では、この子どもエコクラブに対して助成をさせていただいて、さらにそのうちの優れた取組を広く知っていただくという趣旨で11月に発表会をするというような取組みもやっているところでございます。

さらに、幼児期のころから自然に親しんでいただくということが非常に大切です。ただ、今のお母様方は都会で育った方が多いものですから、どうやって小さい五、六歳の子供たちを自然に親しませたらいいのかというところがなかなか難しいということで、じゃそれに向けてガイドブックをつくらうということで、分かりやすく親しみやすいガイドブックを今つくっているところです。これは間もなく完成して幼稚園、保育園などにお配りをする予定です。埼玉県では、ただ今ご紹介したような多様な環境学習を進めさせていただいているところでございます。

環境科学国際センターにつきましては、そもそも研究所でありますので、研究者の交流というところについては力を入れているところでございます。さらに、もっと広げたとところでそういった国際交流ができないのかについては、今後研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

横断的な取り組みの中で、温暖化についても普及啓発を進めていくということでよろしゅうございましょうか。

そのほかいかがでございますか、大分時間がたってまいりましたが。

○畠山委員 東京農工大学の畠山です。

地球温暖化という非常にグローバルな環境問題に対して、県の取組というのはやっぱりいろいろな立場があると思いますけれども、国がやるべきこと、県がやるべきこと、市町村がやるべきことというように、そういう区切りはやっぱりそれぞれにあるんじゃないかと思うんですが、埼玉県としてですね、県として独自にこういうところを進めていけば脱温暖化につながるんだというような、そういう観点からの大綱の作成というかな、そういうふうな取組でやられているところというのはあるんで

しょうか、その辺をちょっと御意見を伺えればと。

○安藤温暖化対策課長 国、県、市町村における役割分担の中で県としましては、特に産業・業務部門において、もちろん国でやる部分もありますけれども、それを待っているだけではまずいだろうということから、県独自で目標設定型排出量取引制度というものを進めております。東京都と連携をしまして、大規模な事業所の温暖化対策計画書という制度で削減を計画的に進めていただく、それに当たって県が削減目標というものを示しまして、それに沿って努力をいただくというようなものがございいます。これは産業界と連携をしないと、県の場合は企業誘致というものを一方で進めていますので、産業界の御了解をいただきながら進めていくこのような取組というのは県独自のものかなというふうに思っております。また、これがうまくいけば他の自治体にも広がっていくのではないかとということでも取り組んでいるところでございます。

○吉田会長 畠山委員、いかがでございましょうか。

○畠山委員 ご意見伺いました。

○吉田会長 排出量取引を含む大規模事業所を対象にする低減対策は、東京都と並ぶ全国で非常に先進的な取り組みであろうかと思えます。引き続き、ご努力をいただきたいと思えます。

そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、時間も経過してまいりましたので、この辺で議論を閉じたいと思えます。大変いろいろなご意見も賜りました。しかも、非常に大部にわたる冊子が答申本文になっておりますので、この場で逐一コンクリートにするというわけにもいかない面がございます。多少は、「てにをは」の修正が必要になるかと思えますが、枠組みとしては本日御覧をいただき、県側からご説明をいただいた原案で答申の運びにさせていただきます。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、答申の最終的な文言につきましては、私のほうにご一任をいただきたいと思えます。調整をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

では、続きまして諮問事項の2に入らせていただきます。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う県計画の再策定についてでございます。

諮問事項の2につきましては、昨年9月に一度協議をさせていただいておりますので、実質、本日の審議が2回目になります。本日、答申を得る方向でご議論をいただきたいと思えます。

それでは、県のほうからご説明をお願いいたします。

○野口みどり自然課長 みどり自然課長の野口でございます。よろしくお願いをいたします。恐縮ですが、座らせてご説明させていただきます。

諮問事項の2、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う県計画の改正及び再策定についてご説明させていただきます。

お手元の青いインデックスの資料2-1を御覧ください。

9月の審議会の際に協議事項としてご説明させていただきました。鳥獣保護法の改正によりまして、施策体系がこの資料の1番の左側の現行から右側の改正法のとおり見直しをされました。この見直し

に伴いまして、埼玉県では2番にありますとおり、県計画の改正及び再策定が必要となりました。これは各都道府県同じ状況でございます。

一番上の鳥獣全般について定めている計画、第11次鳥獣保護事業計画につきましては、第11次鳥獣保護管理事業計画として改正をいたします。

その下の特定鳥獣について定めています計画、埼玉県特定鳥獣保護管理計画のニホンジカとイノシシにつきましては、埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカとイノシシ）として再策定を行います。この特定鳥獣保護管理計画につきましては、実質的には内容の改正に当たりますが、計画を第一種と第二種に分けたため、法的な扱いでは再策定という扱いになっております。

これまでの経緯と今後の予定につきましては、3番にございますとおりでございます。改正鳥獣保護法の施行日に合わせて平成27年5月29日に施行したいと考えております。

続きまして、資料の2-2を御覧ください。

鳥獣保護事業計画の関係でございます。鳥獣保護事業計画につきましては、鳥獣保護法に基づきまして国の基本指針に即して定めることとされておりますので、改正法の基本指針に即しまして見直しを行っております。主な変更点といたしましては、1のとおり計画の名称に「管理」の表現を入れまして、第11次鳥獣保護管理事業計画に改めております。

次に、2番のとおり改正鳥獣保護法において鳥獣の生息数を適正な数字に増加させ、または維持することを「保護」、それに対しまして生息数を適正な数字に減少させることを「管理」と定義づけられましたので、当計画内の鳥獣の保護及び管理に関する表現を整理をしております。

次に、3番でございますが、生息数が著しく減少している鳥獣の保護に関する第1種特定鳥獣保護計画と生息数が著しく増加している鳥獣の管理に関する第2種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針を追加修正をしております。

そのほか、4番にございますとおり基本指針の改正に伴う文言修正、記述順序の変更、必要な時点修正を行いました。

以上のとおり、法律の改正に伴いまして「管理」という表現の追加、特定鳥獣に関する計画が第一種と第二種に分かれたことによる表現の整理などを中心に改正をしまして、第11次鳥獣保護管理事業計画書を諮問事項2-1として提示させていただいております。

赤いインデックスの諮問事項2-1の部分なのですが、この冊子のほうでは改正部分を太字で記載をしております。ここの部分が法改正に伴って修正を行った部分でございます。

次に、青いインデックスの資料2-3を御覧ください。

この計画案について、彩の国だより、ホームページ、記者発表により周知を図った上で平成26年12月10日から平成27年1月9日までの間、県民コメントを募集いたしましたが、意見はございませんでした。

続きまして、資料2-4を御覧ください。

埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）につきましては、法律上新規計画の取り扱いになりますが、先ほど申し上げましたとおり実質的には現行の埼玉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の変更の内容となっております。新規扱いとなるため、2の計画の期間が改正鳥獣保護法の施行日に

合わせまして、平成27年5月29日からとなっております。

主な変更点につきましては、6番のアンダーラインの部分でございます。（1）にありますとおり、近年1,500頭前後で推移しております捕獲頭数を年間3,000頭まで増やすことを目標として掲げることといたしました。9月の審議会でもお話をさせていただきましたけれども、現在、埼玉県内のニホンジカの生息数は約1万頭と推定されております。また、ニホンジカの繁殖率が約20%ですので、1年で何もしなければ2,000頭増えるという計算になります。

一方、現在の狩猟と有害鳥獣捕獲による年間捕獲数は年間約1,500頭となっておりますので、プラス500頭で現状維持ということになります。生息数の減少を図るためには、さらに1,000頭プラスしまして当面年間3,000頭を捕獲しながら生息数のモニタリングを継続しまして捕獲目標数を調整していく予定でございます。

この目標を達成するために、（4）にありますとおり県が主体となって指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することといたしました。指定管理鳥獣捕獲等事業とは、これまで県が捕獲を実施する場合でも、その都度、鳥獣保護法による許可が必要だったものが、この事業として実施する場合は許可が不要となるものでございます。

諮問事項2-2の第2種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の冊子のほうをちょっと御覧ください。赤いインデックスの諮問事項2-2でございます。

この19ページを御覧いただきたいと思うんですけれども、19ページの（2）の個体数管理の目標の下から6行目の部分、また生息密度が高い地域等においては以下の部分に3,000頭の目標数を追加記載をしております。

それから、1枚めくっていただきまして20ページのオの項目のほうに今ご説明しました指定管理鳥獣捕獲等事業の実施についてを追加記載をしているという形でございます。

青いインデックスの資料に戻りまして、2-5の資料を御覧ください。

埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）でございます。これにつきましても、実質的には現行の埼玉県特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の変更となります。イノシシの計画につきましては、ニホンジカと同様に2の計画の期間が平成27年5月29日からになること以外は現行の計画と変更箇所はございません。イノシシにつきましては、生息数を推測する科学的技法が確立されておりません、捕獲数につきましても平成24年度に1,068頭、一方25年度には680頭などと年によって波があることなどから、ニホンジカのように具体的な個体数管理の目標が定められません。しかしながら、捕獲区域は拡大傾向にあることから、引き続き狩猟と有害鳥獣捕獲の促進によりまして抑制を図るものでございます。

以上のとおり、ニホンジカとイノシシの第二種特定鳥獣管理計画を諮問事項2-2及び2-3として提示させていただきました。

なお、資料の2-6にありますとおりニホンジカとイノシシの計画案につきましても、平成26年12月10日から27年1月9日までの間、県民コメントを募集いただきましたが、意見はございませんでした。

以上で諮問事項2の説明を終わらせていただきます。第11次鳥獣保護管理事業計画書、それから埼玉県第2種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）及び埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）につき

まして、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う県の計画の再策定でございますが、いかがでございましょうか、3つ計画がありますが。

では、池田委員、どうぞ。

○池田委員 すみません、狩猟に関して余り知識がないので教えていただきたいんですけども、ニホンジカなどの食害被害は大変ひどいので、こうした鳥獣管理の計画に関しては理解しているんですけども、この狩猟していただく方々がシカとかイノシシとかを狩猟しますよね、その搬出ですとか、それからその後、実際食べられるものなのか、あとその処理という、ちょっと生き物のあれでひどい言い方かもしれないんですけども、殺されたシカとかイノシシがどのようになっていくのか、そのときに狩猟される方の負担のようなものはないのかどうか、県のほうではそうしたときにどのような支援と言ったら変なんですけれども、この取り組みを進めるために県の役割と狩猟する方の役割みたいなことを教えていただけるとうれしいんですけども、よろしくお願いたします。

○吉田会長 みどり自然課長、お願できますか。

○野口みどり自然課長 シカとイノシシをとった場合ですが、まず処理方法ということでございます。ニホンジカの場合は福島原発の事故の関係で今放射性物質、セシウム量が基準を超えておりまして、基本的には食べないでくださいというお願をしております。ただ、去年の10月から小鹿野でとれたシカについては、県で検査をして検査を合格したら食べていいですよということにしています。ですから、そこ以外の部分では基本的には食べちゃいけないということで、埋めてもらうか、あと市町村によっては市町村の焼却場に運んで焼くかという形でございます。ただ、単純にそれだけだと狩猟者にメリットがないので、県のほうで猟友会に委託事業で1頭幾らというような支援をしております。

それから、あと市町村に対しましては、とれた場合に個体分析の委託料をお支払いしまして、どんな状況でどんなものがお腹に入っているという状況を調べて報告してもらうというような形で狩猟の促進を図っています。それがシカの関係でございまして、イノシシは放射性物質の基準も超えていないので、基本的には狩猟した方が食べているということで私たちは理解をしております。県の役割は、そういった金銭的な支援でやっているという形でございます。

以上でございます。

○吉田会長 池田委員、いかがでございましょうか。

○池田委員 そうすると、搬出とか焼却する場所に持っていくとか、埋めるなんていうことは狩猟した方がやることになっているんですか。

○野口みどり自然課長 基本的にはそういう形でお願をしております。そういう負担があるんで、うちでちょっとお金を出しながら、1万円弱なんですけれども、1頭当たりその程度のお金を支援しているという形でございます。

○吉田会長 よろしゅうございますか。

そのほか、菱沼委員。

○菱沼委員 今のあれですが、余りにも全国的にふえ過ぎちゃったということで、全国で環境省が24

年度には320万とったと言っていました。それで、それを今になって半分に減らそうということで、食害がすごいですね、ですから東京都なんか水がめのところ、奥多摩ですね、シカが余りあれしちゃって土砂災害が起きて、それで水がめがどうにもならないということで、今埼玉県と東京都で共同捕獲やっている。ところが、なかなか山が厳しいので、なかなかとれない。

それで、かつてはですね、全国で53万人いたんですね、狩猟をやっている人が。ところがですね、現在は銃を持って大日本猟友会の会員の中では9万人ぐらい、53万人いたのが9万人になっちゃったんですね。それで、みんな高齢化でございまして、今管理捕獲やっているわけですが、秩父の東大演習林、それでこの間、40人ぐらい、この駆除をやる人を集めて秩父の東大演習林の中をやろうというんだけど、秩父の人でさえそういう山へ入ったことがないということで、遭難でもしちゃ大変だということで、秩父の演習林に勤めていた人が幸い猟友会長を元やっていた人、その人をお願いして、まず遭難しちゃいけないから地図をわかるようにみんな一応教えて、それから駆除を始めて、結構今とっております。ですが、何しろ高齢者が多いので、その点心配なんです。猟期が始まりますと、人が行けないような山にシカがもう大量にいるんですね。ですから、その駆除をどこでもそうだけれども、全国的に、駆除を行うにしても人が少なくて高齢化で、山へ登っていけない、それこそ行くのには一そろえ背負ってかんじきまで、ロープ、そういうのを全部背負って今やっているわけですが、思うようなわけにいかないというのが現実でございまして。

以上です。

○吉田会長 ありがとうございます。

狩猟に携わる方々、高齢化、人手不足、遭難の危険性の現実的なお話を承りました。ありがとうございました。県のほうからは、こうした実態認識、あるいはそれに対する今後の対応の可能性などについてご発言いただけますか。

○野口みどり自然課長 狩猟者数の関係で申しますと、諮問事項の2-2の資料、管理計画（ニホンジカ）の資料の中に狩猟者数、13ページに載らせてございまして、平成25年度で4,700人ぐらいという数字になっております。諮問事項2-2の赤いインデックスの資料の13ページの上のほうに狩猟者数の目標が載っております、25年度で4,700人ぐらいで一番左が元年なんですけれども、このころは1万1,000人いたということで、数的にいいますと半分をもうこの間で切っちゃっているという形でございます。

この辺も、県のほうで何とか狩猟者の確保をしなくちゃいけないということで、今年度実は県職員に働きかけまして、県職員で業務で関係のあるところ、例えば農林部とか企業局の方とか農地を守る関係で、わなの免許持っていたほうがいいんじゃないかという話を投げかけまして、先月の末に試験がありまして、70人受けたうち30人が県職員、わな猟の免許を受検して合格したということで、県で今1回やってそれだけの数字出ましたので、今後市町村とかに働きかけて何とかそういう部分から狩猟者の確保をしていきたいという取り組みを今考えているところでございます。

以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

菱沼委員、よろしゅうございますか。さらにご発言ございますか。

○菱沼委員 さっき生態系の委員さんからとったものを埋めちゃうとか、ところが、よそはどうか分かりませんが、埼玉という、秩父ですね、とった獲物を無駄にしないという昔からのあれで決して、今の人は違いますけれども、昔から秩父の人で猟をやっている人は一つも無駄にしないというのでやっております。またですね、全国でジビエの会というのを広めまして、埼玉でもやっているんですが、一般の方々、去年300人ぐらいですか、各地で集まって一般の人に食べてもらうというようなこともやっております。せっかくのあれですから、貴重な財産でございますので、撃ったままおぼってくるといようなことはしないで、どうしても山はきついから担いでくるのにあれですから、それでも皆さんそれでやっているわけですから、誤解のないようにひとつお願いいたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

そのほかご意見ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本日答申案が出されておりますが、この答申案のとおり採択してもよろしゅうございますか。ご承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田会長 では、案のとおりを答申にかえさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、ちょっと急がなければならないかもしれません。

続きまして、諮問事項の3、ふるさとの緑の景観地の追加指定についてと、それからもう1件、諮問事項の4、ふるさとの緑の景観地の解除について、両方関連する諮問事項でございますので、一括審議をさせていただきます。本日、いずれも答申を得る方向で議論を進めていただきたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

○野口みどり自然課長 引き続きまして、みどり自然課長からご説明申し上げます。失礼して着席で説明させていただきます。

諮問事項の3、ふるさとの緑の景観地の追加指定について及び諮問事項の4、ふるさと緑の景観地の指定解除についてでございます。

まず、諮問事項の3の関係でございます。資料の赤いインデックス、諮問事項3-1、A3サイズの資料を御覧ください。

所沢市北中ふるさとの緑の景観地についてでございます。

まず、初めに右側の2番、ふるさとの緑の景観地の概要をごらんいただきたいと思います。

ふるさとの緑の景観地は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づきまして、県内のすぐれた景観を有する樹林地を保全するため、地権者の同意の上、県が指定しているものでございます。この条例は昭和53年度に制定されましたが、その当時、県内は高度経済成長の中でございまして、各地で開発が積極的に行われ、樹林地の著しい減少が社会問題となっております。そのような状況の中で、すぐれた景観を持つ樹林地を守っていこうということで、ふるさとの緑の景観地という制度を設けたものでございます。昭和54年度に最初の景観地として3カ所を指定いたしまして以来、現在までに県内に29地区、面積にしましておよそ415ヘクタールとなっております。緑の景観地に指定されますと、樹木の伐採や土地の造成などを行う際には、事前に県への届け出が必要となっております。これによりまして伐採行為や伐採面積の抑制を図っているというものでございます。

また、ふるさとの緑の景観地を良好な状態に維持することを目的とし、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付要綱に基づき、県と緑の管理協定を締結していただいた地権者に対しましては固定資産税相当額及び保全費相当額を管理奨励金として県が交付し、緑の保全を推進しております。

さらに、緑の景観地におきまして相続等が発生した場合に開発される可能性が高いというような場合には、抑止保全の緊急性が高いということで県と市町村が協力して公有地化などを図っております。

続きまして、左側の部分を御覧いただきたいと思います。1の追加指定の概要についてでございます。

当景観地は、所沢市北中及び東狭山ヶ丘地区内にある樹林地でございます。下に位置図がございますので、ちょっと御覧いただきたいと思います。西武新宿線新所沢駅と入曽駅の間国道463号との間に挟まれた地図上の赤枠に黄色で示した部分が位置でございます。

左上の1番の部分、お戻りいただきまして丸の3つ目を御覧いただきたいと思います。今回追加指定となる面積は4.09ヘクタール、地権者数は5人でございます。なお、追加指定後の面積は21.52ヘクタールとなります。追加予定箇所につきましては、右下にある上空からの写真を御覧ください。赤枠で囲まれたところが所沢市北中ふるさとの緑の景観地の計画区域でございます。この中の黄色く塗られている箇所が追加指定の場所でございます。なお、上にあります紫色の部分につきましては、隣接します狭山市の水野ふるさとの緑の景観地をあわせて表示してございます。

1番にお戻りいただきまして、1番の丸の4つ目をごらんください。地域の状況でございます。

まず、アでございますが、このたびの追加指定は計画当初、同意を得られなかった地権者から同意がとれまして、所沢市から指定に向けた要望をいただいたものでございます。

次に、イでございますが、この地域は市街地に近接した大規模な樹林地でありまして、武蔵野の面影を残す希少な地域となっております。

また、ウにございますように当景観地は所沢市の緑の基本計画におきまして保全配慮地区として重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地域に位置づけられております。

さらに、エにございますように、この計画地内では市民団体によります保全活動が行われておりまして、保全意欲が高いという状況もございます。

このような観点から、追加指定を行うものでございます。

続きまして、諮問事項3-2を御覧ください。

狭山市堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地の追加指定についてでございます。

左側の1の追加指定の概要についてでございます。当景観地は、狭山市大字堀兼及び上赤坂地区内にある樹林地でございます。また、下の位置図をごらんください。先ほどの所沢市北中景観地から西武新宿線を挟みまして北におよそ3.5キロのところの位置しておりまして、地図上の赤枠に示したところでございます。

1にお戻りいただきまして、丸の3つ目を御覧ください。追加指定となる面積は0.33ヘクタール、地権者数は1名でございます。なお、追加指定後の面積は79.10ヘクタールとなります。追加予定箇所につきましては、右下の上空からの写真を御覧ください。赤枠で囲まれたところが景観地の計画区域でございまして、同じようにこれも黄色く塗られているところが今回追加指定する場所でございます。

す。

1に戻りまして、1の丸の4つ目を御覧ください。地域の状況でございます。

まず、アでございますが、ここも先ほどと同じように当初同意を得られなかった地権者から同意がとれ、狭山市から要望をいただいたものでございます。

次に、イでございますが、この地域は緑のトラスト保全第9号地及び狭山市堀兼・上赤坂公園内を内包し、武蔵野の面影を残す大規模な平地林となっております。2つの場所は右下、航空写真のほうに出っていますが、緑の部分がトラスト9号地、青い部分が堀兼・上赤坂公園となっております。

次に、ウでございますが、当景観地は狭山市の緑の基本計画におきまして市の骨格となり、保全を図るべき樹林地として位置づけられております。

さらに、エにありますように平成24年度末、東京狭山線が当景観地内を貫き開通したため、開発等が禁止されている状況でございます。

この地区につきましても、オに記載したとおり市民団体による保全活動が行われておりまして保全意欲が高いという状況でございます。

このような観点から、追加指定を行うものでございます。

続きまして、諮問事項の4でございます。今までの2つが追加指定でございまして、これから2つが解除の関係になります。

諮問事項の4がふるさとの緑の景観地の指定解除についてでございまして、川口市西立野ふるさとの緑の景観地でございます。お手元の諮問事項4-1の1番、指定解除の概要でございます。当景観地は、川口市大字西立野地区内でございます。下の位置図をごらんください。東北自動車道及び東京外環自動車道の川口ジャンクションに近接しておりまして、地図上の赤枠に黄色で示した部分でございます。右側に上空から撮った写真がございまして、赤枠で囲まれたところが景観地の区域でございます。残っている樹林地が上のほう一部分だけというような現状となっております。

1番に戻りまして、丸の4つ目を御覧ください。指定面積は8ヘクタール、地権者数は30名でございました。

次に、地域の状況でございます。アを御覧ください。当地域は昭和57年3月、景観地に指定しましたが、平成6年度に石神西立野特定土地区画整理事業として都市計画が決定され、市における保全すべき樹林としての位置づけがなくなってしまいました。

さらに、平成11年3月には川口市の都市計画法による地区計画におきまして、第二種低層住宅専用地域に位置づけられまして、主に2階建て以下の低層住宅のみ宅地化が進行してきました。県としましては、土地区画整理事業が決定しましても、緑を守るという観点から地権者と緑の管理協定を結び保全に努めてまいりましたが、区画整理事業が進み、イに記載したとおり東側は学校用地及び住宅地となっております。樹林地がほとんど残っていないという状況になりました。平成25年度末までに緑の管理協定を1.35ヘクタール分について結んでおりましたが、ここも区画整理が始まるということで、この協定を解除したという状況でございます。

航空写真に残っている緑の部分についても、区画整理が始まってしまうという状況になってしまったということでございます。

ウにございますとおり、景観地として維持し、目的を達成することが困難となったため、指定解除を行うものでございます。

なお、この地区計画では地域の緑と調和した良好な都市環境を形成することを目標として聞いております。

続きまして、お手元の資料、諮問事項4-2を御覧ください。

最後に、三芳町上富ふるさとの緑の景観地の指定解除についてでございます。

1の指定解除の概要を御覧ください。

当景観地は、入間郡三芳町大字上富地区区内にございます。下の位置図を御覧ください。関越自動車道三芳スマートインターに近接する地図上の赤枠に黄色で示した部分でございます。右側の航空写真を御覧ください。赤枠で囲まれたところが景観地の区域でございます。緑がこの左上の部分、今は一部分しかもう残っていないという状況でございます。

1の指定解除の概要の丸の4つ目を御覧ください。指定面積は19.74ヘクタール、地権者数は64名でございました。

次に、地域の状況でございます。当地域は、都市計画法において市街化調整区域でも立地が認められる物流倉庫や立地の規制がない資材置き場が多くを占め、樹林地はわずかという状況になってしまいました。

さらに、イに記載しましたとおり町が平成25年度に総合振興計画を見直し、当地域を含む地域を環境保全から開発誘導の区域に変更をしております。平成25年度まで緑の管理協定を2.58ヘクタールについて結んでいましたが、ここについても開発が始まるということで、この協定を解除いたしました。

今回は、ウにございますとおり景観地として維持し、目的を達成することが困難となったため、あわせて町からの要望もございまして指定解除を行うものでございます。

なお、三芳町では開発に合わせて幹線に面した道路沿いに植樹等、一定の緑化規制を行うと聞いております。

以上、ふるさとの緑の景観地における追加指定2地区、及び指定解除2地区の計4地区についてご説明させていただきました。今後も、緑の保全と創出に積極的に取り組んでいく所存でございますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

諮問事項3と4を続けてご説明いただきまして、案件の内容は緑の景観地、追加指定が2件、それから指定の解除が2件という内容でございました。それぞれの地域の社会情勢、経済情勢の変化に伴うやむを得ない変更であるということでございますが、委員の方々のご意見、ご質問をお願いいたします。

関口委員。

○関口委員 関口です。

今のふるさとの景観地の指定と解除の件で、ちょっと内容をお伺いしたいんですが、要は市や町がここを残したいという形で指定をして、それが県に上がってきて、県がそこを指定しているわけです。

ね。それを解除というのは、基本的に町や市がここを使い方を変えたいとあって、どんどん巧妙化とか、ほかのものを覚えていってしまった場合には、もうそれは県としては何もできないまま開発が進んでいって、最後はもう解除するしかないという、そういう流れでよろしいですか。

○野口みどり自然課長 仕組み自体がですね、強制力があまりありません。地権者と協定を結んで、5年間の協定なんですけど、その間についてはうちも固定資産相当額をお支払いしますので、緑を守ってくださいという形になってございます。ですので、5年たって継続しない場合が、例えば5年で全員がもうやめちゃうという話になって、もう市も町も開発するというような場合は、こういう形になってしまうということで強制力があまりなく、お願いをして保全するという仕組みでございます。

○関口委員 わかりました。その辺がはっきりしなかったものですから、つまり5年なんですけど、5年間は守れるけれども、それ以降に開発が始まってしまうと、もう消えていってしまうということがあり得るといことなんですね、わかりました。保全として何か守っているんで、ちょっと強制力みたいなものがあるのかなと思ったんですが、はい、ありがとうございます。

○吉田会長 そのほかはいかがでございませうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 みどりの景観地の指定解除は、私権との絡み、即ち所有者の意向を尊重せざるを得ないという制約があり、一面大変残念だなと思うところです。緑の保全を進めたい、また進めなければいけないとの思いは、私個人も、あるいは行政の皆さんも感じていると思います。そこで質問です。このふるさと緑の景観地の概要のところの県が地権者と協定を結び、固定資産税相当額及び保全費を交付し、保全を促進していると、こういうふうにあるわけですけども、固定資産税そのものは市町村ですよね、課税するのは。そして、市町村が免除をするのではなく、市町村は課税をし、県がその相当額と、プラス保全に必要なもの、保全費ですね、これを支援していると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いします。

○野口みどり自然課長 今おっしゃっていただいたとおりでございまして、具体的にいきますと、固定資産税相当額にプラスしまして1平米9円掛ける土地面積プラス2,000円というのをお支払いしています。ですから、固定資産税相当額プラス保全に係る費用ということで、平米当たり9円プラス2,000円というのをお支払いして地権者の方に緑の保全もやっってくださいという形をお願いをしているという形でございまして、市のほうが固定資産税を免除するとか、そういう仕組みではございません。

○吉田会長 よろしゅうございませうか。

○小口委員 埼玉大の小口ですけども、そうすると、県のほうが市にもう少し強く言ってもいいんじゃないかという気がするんですけども、ほかの自治体の場合はどうなんでしょうか、これに類する取り組みとか保護とか、手続の仕方とか、そのあたりのことをもしご存じでしたら、お願いいたします。

○吉田会長 今の他の自治体とおっしゃる意味は他の県という意味ですか、他の市町村。

○小口委員 すみません、他の都道府県です。

○吉田会長 お願いします。

○みどり自然課 担当の筒井といいます。

こういう制度を持っているのは、全部調べたわけではないんですけれども、他県にも数カ所あると聞いております。それで、この制度自体はですね、やはり先ほど課長が説明したとおり、きつくという場合については都市緑地法という法律の規制があります。それについては強制力があります。埼玉県内でも20数カ所指定しております。ただし、それに指定すると開発等全くできません。そのかわり、地権者が何かしたいなという場合には買い取り義務が行政に生じると、そういう制度なものですから、指定も県全体でも20数ヘクタールしか指定しておりません。買い取り義務が生じるので、それだけの予算措置をしていないとできない制度になっております。

それとですね、あと先ほどこの埼玉県の都市計画法の話が説明の中にあっただと思うんですけれども、やはり都市計画法で都市計画決定されますとですね、この制度自体はもうちょっと、それに対抗できるような制度ではございませんので、やはり市町村が都市計画決定と、ほとんど市町村の権限になっておりまして、県が協議を受けて意見を言うという形ですけれども、残念なことに都市計画決定の都市計画審議会の権限が都市整備部のほうにありますので、うちのほうで何とか言及はさせていただくんですけれども、最終決定はそちらのほうやはり法律ですので強いという現状があります。そういうことでございます。

○吉田会長 いかがでございますか、小口委員。

○小口委員 ありがとうございます。わかりました。

○吉田会長 法律という強い権限ではなくて、条例に基づくもので、だけれども、緑をできるだけ細かく保全しようという考え方の中で生まれた制度ということでございます。

隔靴搔痒の面があるかもしれませんが、県としても恐らく今日の2件の解除には十分地元の市町村とお話し合いをした結果、あるいは態勢としてはやむなしというご判断に至ったのではないかと推察いたしております。

いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、諮問事項3と4、一括してお諮りいたしますが、原案のとおりとすることで答申とさせていただきます。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田会長 ありがとうございます。

以上で、本日予定をされておりました審議事項は一通り終了いたしました。そのほかの議題でございますけれども、事務局のほうから何かございましょうか。

○事務局（佐々木） 特にございません。

○吉田会長 そうですか、わかりました。

そうすると、本日の審議の議題は全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、若干まだ時間がございますので、委員の先生方からこの機会にというご発言、ご希望ございましたら、お出しをいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 2番、3番、4番は割と具体的なお話ですごくわかりやすかったと思います。ストップ温暖化につきましても、今度もやっぱり先ほどいろいろなご意見を聞いたときに、教育の場でもう少し温暖化があったらこんなことがよくない、こんなデメリットがあるんだということを教育現場でしっかりお話をして、温暖化にならないようにするためにはこんな取り組み、こんな取り組み、こんな取り組みがあって、私たち生活者ができるのはこういうこと、それから企業ができることはこういうことなんだと、将来的にはエネルギーをどういうふうにするといいんだろうという問題提起をぜひ、これから世界をつくっていく子供たちにしっかり伝えていってほしいなとすごく思いました。ありがとうございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

今のご発言に対して県側から、これまで講じてこられた施策などで特段ご発言ございましたら、お願いいたします。

○安藤温暖化対策課長 ご意見ありがとうございます。

ちょっと十分かどうかはあれなんですけれども、冊子のほうで申しますと、例えば12ページのところで、これは現在の取り組みでございますけれども、エコライフDAYという取り組みがございます。先ほど別の委員の方からのお話にも関連するかと思うんですが、これはエコライフDAYのチェックシートという形ですね、小学の低学年用、それから高学年用と中学生以降の一般の方までの3つのカテゴリーの中で、家庭でどんなことをやるとどれくらいCO₂が減るとかですね、そういったものを裏面に書いてあって、表面には温暖化が進むとこんななっちゃうよというようなことをPRするようなものを夏と冬に取り組んでおります。こういったものも将来的にはお子さんも大きくなったときに、また代々と続いていくものでもございますので、こういったものも引き続きしっかり取り組みますとともに、今委員おっしゃられたようなところは環境教育と環境学習という中でやっていきますし、また大人の方についてはいろんな団体の方とも連携しながら、いろんな出前講座等々でもいろんな機会をいただきまして普及に努めていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

そのほかにご発言ございますか。

大塚委員、どうぞ。

○大塚委員 すみません、先ほどは内容についてはないので、申し上げなかったのですが、温暖化の方は県民の方からいろんな御意見があった一方で、鳥獣管理計画に関する県民コメントはゼロ件ということで、非常に少なかった。この辺は先ほど委員の方々からお話あったように関係者の方が減ったり、高齢化が進んでいたりとか、そういった問題と関係しているのかもしれませんが、こういった県民の方の意見というのは非常に貴重かと思っておりますので、なるべく集まるような工夫があったほうがいいのではないかなというふうに感じました。それだけでございます。以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。政策の重要なものに関してはパブリックコメントを求める、そのための努力あるいは形態というものもかなり定着してきているとは思いますが、最近の県の動向として何

か県側で把握しておられる特徴あるいはこれからの努力方向性などございましたら、ご発言いただければと思います。

○野口みどり自然課長 ゼロ件というのを私たちも見て、ちょっと危機感を逆に感じたんですけれども、このシカとかイノシシの問題って結構今後相当大きな問題になっていくと思っています。ですけれども、多分都市部の住民の方は山の話だというんで余り関心がない状況に今あるのかなというふうに思っております、今までさっき説明しましたけれども、新聞発表したりホームページとか、そういう形だけじゃ見てもらえないというのを今認識しております。ですので、何とか結構お金も使って事業をやらないと3,000頭つかまえられませんので、その辺も含めて県に対して説明をして何とか認識していただいて協力をしていただくというような方法をとりたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○吉田会長 そのほかにご発言ございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、大分時間も経過してまいりました。この辺で議事を終えることにして、私のほうから県のほうにマイクをお返しをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○司会（磯山） ありがとうございます。

長時間にわたりまして、ご審議のほどありがとうございます。

次回の審議会でございますが、年度が変わりまして、ことしの6月ごろに開催する予定でございます。改めて日程調整の上、委員の皆様方にご連絡をさせていただきたいと存じます。

それでは、以上をもちまして平成26年度第3回埼玉県環境審議会を閉会させていただきます。長時間にわたり、ご審議のほどありがとうございました。

午後3時20分閉会